

工事完了検査についての手続き

1. 工事完了届出書

- (1) 工事完了届出書(都市計画法施行規則第29条別記様式第四) 2部
- (2) 添付書類(習志野市開発行為等規制細則第11条)
- ・確定測量図及び公共施設の用に供する土地の地積図(縮尺500分の1以上)
 - ・当該工事の完成図(都市計画法施行規則第16条第4項に規定する)
 - 土地利用計画図(開発登録簿用に別に1部提出してください) 2部
 - 造成計画平面図(切土盛土の着色のあるもの) 2部
 - ・開発区域または工区に含まれる地域の公図及び土地登記事項証明書
正本(原本) 副本コピー(帰属以外の筆は記載事項証明でも可)

2. 関係各課工事完了検査図書は各担当課等に直接提出し事前に検査を受け都市計画課に検査結果を報告してください。

- (1) 道路関係竣工図書
(別途道路所管課の指示による。)
- (2) 下水道関係竣工図書
(別途下水道所管課の指示による。)
- (3) 水路関係竣工図書
(別途水路所管課の指示による。)
- (4) 公園・緑地関係竣工図書
(別途公園及び緑地所管課の指示による。)
- (5) 消防関係竣工図書
(別途消防本部の指示による。)
- (6) 水道関係竣工図書(自己の居住用住宅を除く。)
(企業局または県水道局の指示による。)
- (7) 防犯灯関係竣工図書
(別途防犯安全課の指示による。)

3. 公共施設の帰属登記に必要な図書等

- (1) 帰属願(日付けは記入しないでください。土地の表記は登記事項証明書の表示と合わせてください。).....1通
- (2) 登記原因証明情報兼登記承諾書(日付けは記入しないでください。土地の表記は登記事項証明書の表示と合わせてください。).....1通
- (3) 印鑑証明書(交付日から3ヵ月以内のものを添付してください。).....1通
- (4) 資格証明書(法人の場合に添付してください。).....1通
- (5) 土地登記事項証明書(全部事項証明書、コピー可).....筆ごと各1通
- (6) 公図の写し.....1通
- (7) 地積測量図(各筆ごとの三斜求積図).....1通
- (8) 道路確定図(道路用地帰属の場合).....2通

※注意事項

- ①地積更正・地目変更・抵当権等の権利の抹消は事前に行ってください。
- ②分筆に関しては、各担当課と打ち合わせてください。

4. 公共施設に関する部分の工事を完了した時

- (1) 公共施設工事完了届出書(都市計画法施行規則第29条別記様式第五)
- 添付書類 上記1.(2)と同じ